

まちづくりルール

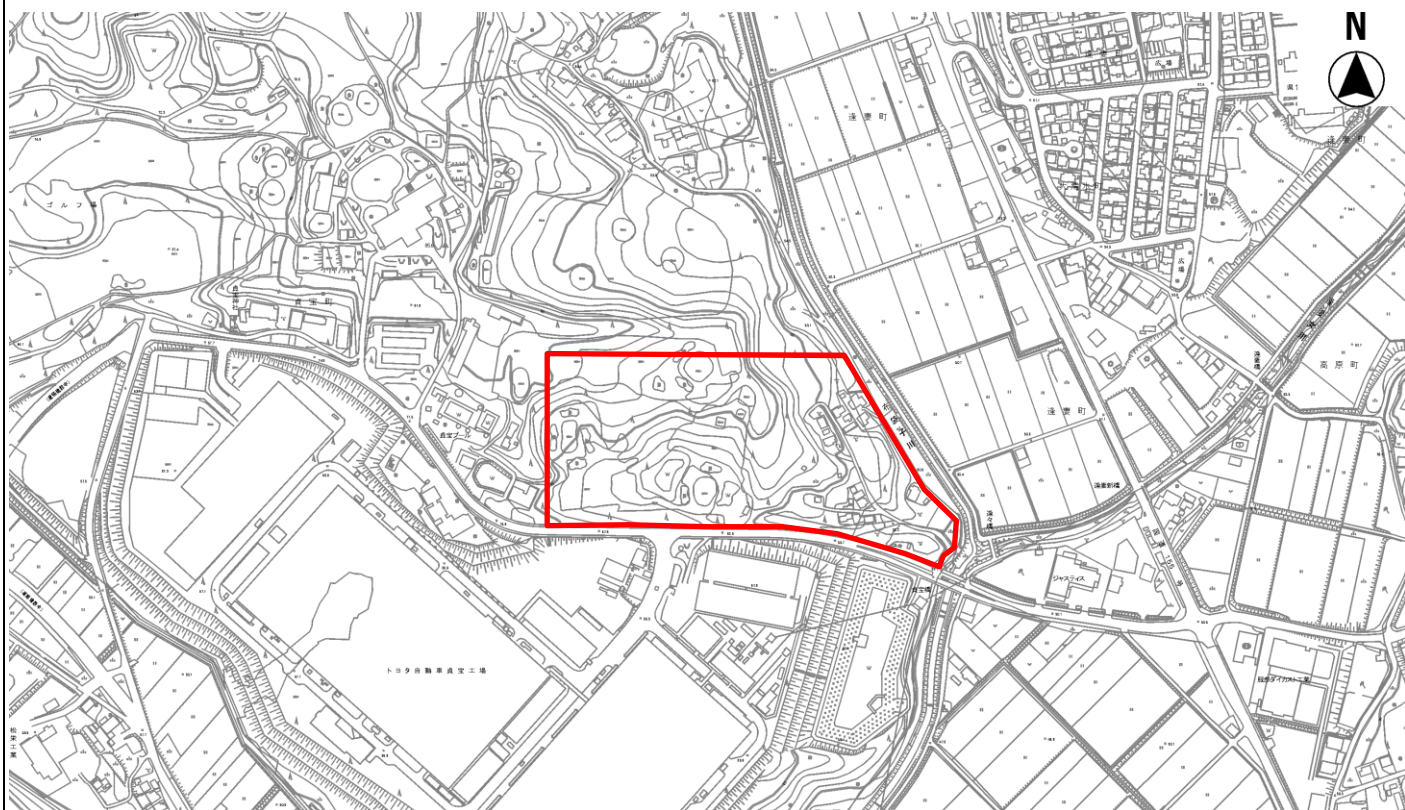
て い ほ う

貞宝地区

【平成22年11月 9日告示（当初決定）】

【平成30年 4月 1日告示（最終変更）】

名 称	貞宝地区計画
位 置	豊田市貞宝町貞宝、井山、逢妻町1丁目の各一部
面 積	約6.1ha



貞宝地区計画の区域



貞宝地区まちづくりの目標

幹線道路へのアクセス性を活かし、生産・物流拠点として良好な工業地としての環境を構築すると共に、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業団地を形成を図ることを目標とします。

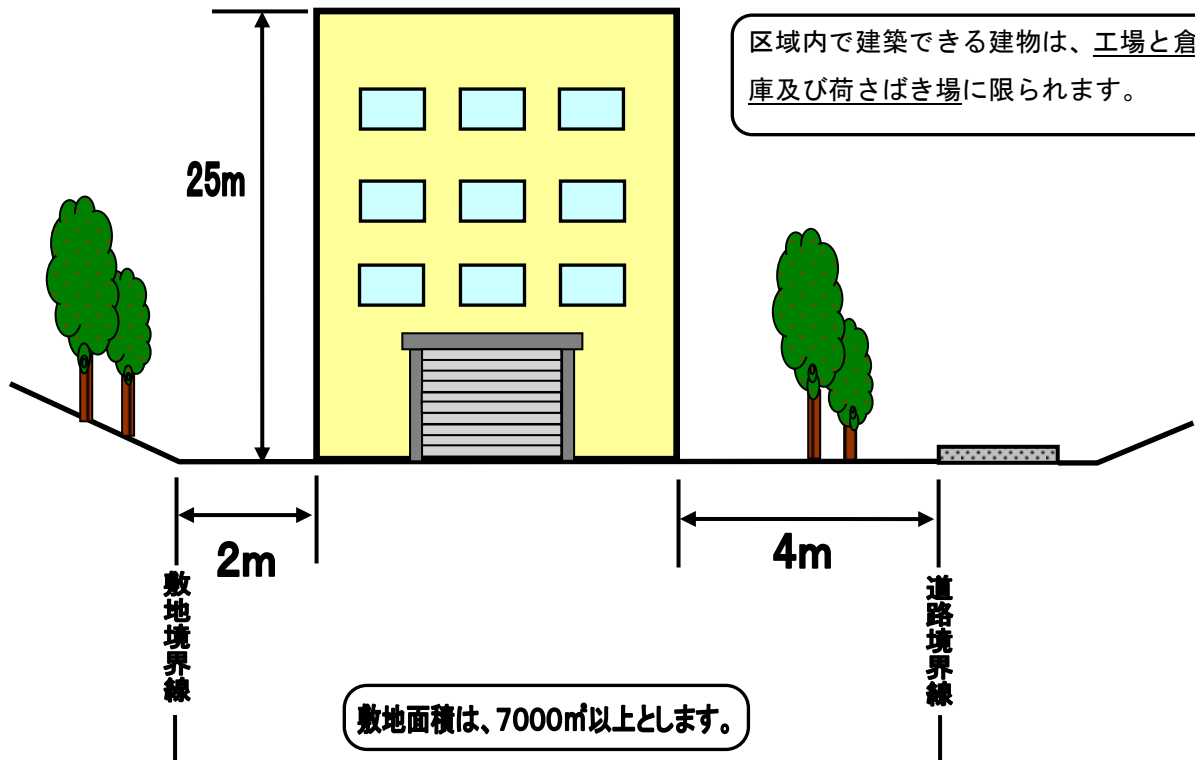
《貞宝区計画における建物に関するルール》

貞宝地区では、以下の内容が建物について定められています。

- | | |
|-----------------|---------|
| ① 用途の制限 | ④ 高さの制限 |
| ② 建ぺい率・容積率の最高限度 | ⑤ 壁面後退 |
| ③ 最低敷地面積 | ⑥ 形態・意匠 |

屋根や壁の色は、周辺の環境と調和する色彩としましょう。

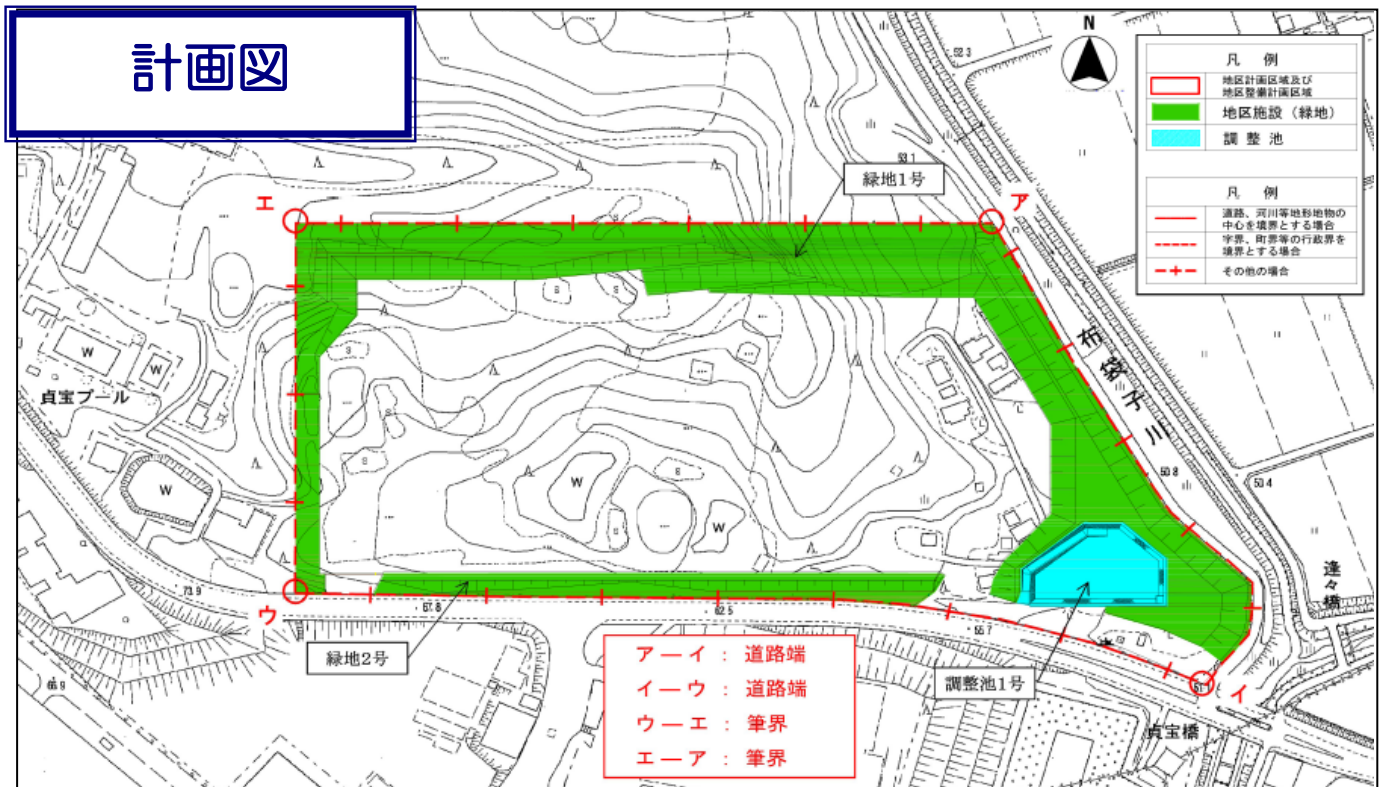
区域内で建築できる建物は、工場と倉庫及び荷さばき場に限られます。



敷地面積は、7000㎡以上とします。

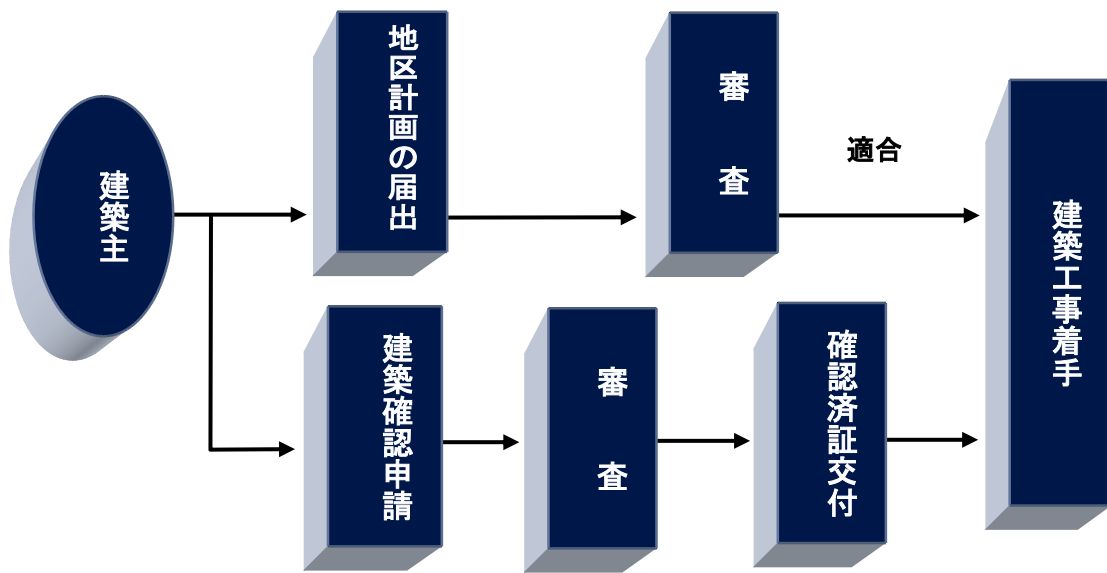
貞宝地区まちづくりルール

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工場（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類 E 製造業に係るものに限る。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（ぬ）項第三号（八の三）、（十三）（ただし、金属の粉碎は除く）及び（十三の二）並びに（る）項第一号（一）から（二十二）まで、（二十七）、（二十九）、（三十）、（三十一）で定めるものを除く。） 2 倉庫及び荷さばき場（豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（平成 18 年条例第 5 号）第 2 条第 7 号アに規定する小規模処理施設を除く。） 3 前 2 号の建築物に附属するもの
	建築物の容積率の最高限度	15 / 10
	建築物の建ぺい率の最高限度	6 / 10
	建築物の敷地面積の最低限度	7, 000 m ²
	建築物等の高さの最高限度	25 m
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は 2m、道路境界線までの後退距離は 4m 以上でなければならない。</p> <p>ただし、管理（守衛）室および自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが、3.0m 以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が 15 m² 以内であるものを除く。</p>
建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限	<p>建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。 2 敷地内に設置する屋外広告物は、形状、色彩、意匠その他表示の方法について豊田市屋外広告物条例を遵守し、美観風致を害さないものとする。ただし、設置できる広告物は自己の用に供するものに限る。 	
土地の利用に関する事項	<p>地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の木竹は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 3 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 4 仮植した木竹の伐採 5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 	



届出勧告制度 について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



お問い合わせ

- ・地区計画の内容に関すること
- ・届出や届出書類に関すること

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620